

第十号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月江戸川区条例第
一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五 公益財団法人えどがわボランティアセンター

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（説明）

一般財団法人えどがわボランティア協会の公益法人化に伴い、当該派遣先団体の名称を改める必要があるもので、本案を提出いたします。